

世田谷区本庁舎等整備基本構想検討委員会の運営について

世田谷区本庁舎等整備基本構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）の運営に関する事項のうち、「世田谷区本庁舎等整備基本構想検討委員会設置要綱」「同運営要領」に定めのない事項については、下記のとおり取扱いを致したい。

記

1．傍聴について

検討委員会の傍聴に関する事項を、別添「世田谷区本庁舎等整備基本構想検討委員会傍聴要領」のとおり定める。

2．議事録について

検討委員会の議事録の取扱いについて、別添「世田谷区本庁舎等整備基本構想検討委員会における議事録の取扱い」のとおりとする。

3．区民等への情報提供について

- ・区のおしらせ、区のホームページ等により、区民等への情報提供を行う。
- ・ホームページには、検討委員会で配付された資料、議事録等を掲載する。

以上